

平成18年第3回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成18年3月29日（水）

開会 午前10時03分

閉会 午後 0時02分

◎出席議員（33名）

1番	五味渕	博君	2番	佐藤昇	市君
3番	沼田邦彦	君	4番	高津戸	茂君
5番	高橋安隆	君	6番	高德正治	君
7番	舩山栄一	君	8番	平山進	君
9番	大橋洋一	君	10番	佐藤雄次郎	君
11番	五味渕親勇	君	12番	野木勝	君
13番	藤田武	君	14番	大野曄	君
15番	水上正治	君	16番	平塚金平	君
17番	中山五男	君	18番	郡司昭三	君
19番	塩谷隆	君	20番	柴野正巳	君
21番	斎藤雄樹	君	23番	板橋邦夫	君
24番	森井國廣	君	26番	斎藤文男	君
27番	玉造三好	君	28番	滝田志孝	君
29番	小池清三	君	30番	高田悦男	君
31番	小森幸雄	君	32番	永山茂	君
33番	小堀操	君	34番	青木一夫	君
35番	平塚英教	君			

◎欠席議員（2名）

22番	樋山隆四郎	君	25番	菊池俊夫	君
-----	-------	---	-----	------	---

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄	君
助役	山口孝夫	君
収入役	石川英雄	君
教育長	池澤進	君
総務部長	大森勝	君

市民福祉部長	雫 正 俊 君
経済環境部長	佐 藤 和 夫 君
建設部長	池 尻 昭 一 君
教育次長	堀 江 一 慰 君

◎事務局職員出席者

事務局長	田 中 順 一
書 記	齋 藤 進
書 記	藤 田 元 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指定について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算について）
- 日程 第 4 議案第3号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第4号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第5号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第1号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時03分開会]

○議長（青木一夫君） おはようございます。臨時会の出席、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は33名です。25番菊池俊夫議員、22番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成18年第3回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日午前9時から議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（青木一夫君） ここで市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第3回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましてはご多用の中、ご参集を賜りましたこと、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

今期臨時会は7議案を上程させていただきます。何とぞ慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本市におきましても、少子高齢化の潮流の中で人口減少時代の難局を迎えております。人口減少は過疎化による地域力の低下が懸念されるわけでございますけれども、人口減少時代を乗り切るために、本市といたしましても積極的な諸政策を断行していく必要性を強く感じております。那須烏山市のあるべくあり方について、そして地方分権のさらなる推進を初め国、県への制度改革への要望、提言等も積極的に行っていく責務も強く感じております。議員各位にありましても、議会活動の中で当面する重要な課題といたしましてご理解をいただきまして、ご協力賜りますように切にお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日の臨時会でございますが、平成17年度那須烏山市補正予算1件、専決処分の承認について1件、条例の一部改正について3件、損害賠償額の決定及び和解について2件、計7議案を上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますよ

うお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。局長に朗読
いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成18年第3回那須烏山市議会臨時会（第1日）

- 開 議 平成18年3月29日 午前10時
- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 第 2 会期の決定について
- 日程 第 3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度那須
烏山市水道事業会計補正予算について）
- 日程 第 4 議案第3号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第4号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及
び那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提
出）
- 日程 第 6 議案第5号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例
及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一
部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第1号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長
提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木一夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、
会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。会議録署名議員に

11番 五味淵親勇君

12番 野 木 勝君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（青木一夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度
那須烏山市水道事業会計補正予算について）

○議長（青木一夫君） 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議
題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項につい
て別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め
る。

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、企業債償還元金の支払額に不足が生じたために、その所要額374万6,000円を3月23日付けで専決処分をいたしたものであります。地方自治法第179条第3項の規定によりご報告をいたし、承認を求めますのでございます。

ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第3号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について

○議長（青木一夫君） 日程第4 議案第3号 那須烏山市職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第3号

那須烏山市職員給与条例の一部改正について

那須烏山市職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年度の人事院給与勧告を受けまして、国家公務員に準じて本市職員の給与条例等の改定を行うものでございます。

本年度の人事院給与勧告のうち、平成17年12月1日から施行分の改正につきましては、先の11月29日開催の臨時議会において条例の一部改正が可決され、既に給料月額平均0.3%引き下げ等の改正は実施をされているところでございます。今回の改正は、平成18年度からの新給与制度導入に伴うものでございます。

内容でございますが、給料月額を平均で4.8%引き下げる給料表の改正と、現行の9級制を7級制に移行するものであります。また、現在の給料表の号級を4分割し、標準昇給号数を4号級（特定幹部職員にありましては3号級、55歳を超える職員にありましては2号級）といたしまして、これまで年4回ありました昇給日を年1回に統一する内容となっております。

これによりまして、職員の給料月額は平均で4.8%、中高年層にありましては7%引き下げることになりますが、経過措置といたしまして、新給料表に移行した場合の4月1日の給料

月額が3月31日現在の給料月額に達しない場合は、達するまでの間、その差額を給料として支給することになります。

この改正によりまして、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムが構築されるとともに、職務、職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していくことが重要となります。

詳細につきましては、総務部長に説明いたさせますので、ご審議のうえ、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 次に総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） では、議案第3号 那須烏山市給与条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げますので、2枚目をお開きいただきたいと思います。

主な改正部分についてのみのご説明とさせていただきます。第4条につきましては、職員の昇給の基準を定めた条文でありまして、第4項から第9項までの全文を改めるものでございます。

第4項につきましては、職員の昇給というふうに書いてございまして、現在までの昇給関係につきましては、4月1日、7月1日、10月1日、12月1日の年4回を行ってまいっております。今回の改正によりまして、年1回ということになってまいるわけでございまして、職員の採用、人事異動、昇格、昇任等が4月1日が通例ということもございまして、那須烏山市といたしましては4月1日といたす考え方でございます。それから勤務成績というふうに残りのほうに書いてございまして、これからの昇給等につきましては人事評価等を加えながら昇給を行ってまいりますというような条文でございます。

第5項につきましては、良好な成績で勤務した職員の昇給につきましては今までは1号ということ为原则に上げておりましたが、今回細分化されたということから号数を4号級、4号を上げますというようなことでございます。5級以上の職員、主幹、課長、部長等につきましては、良好な成績があっても一般職員とは別に3号級という取り扱いになります。

第6項につきましては、55歳を超える職員の昇給を定めたものでございまして、55歳を超える職員につきましては2号級までということになります。一般職員からすると2分の1の昇給ができるということになったわけでございます。

第7項は、職員の昇給の最高号級を超えて行うことができないということに今回なっております。従前ですと最高号級を超えて給料表を作成し、職員に支給していたわけですが、これからは最高号級を超えた支給はあり得ないということになるわけでございます。

次に第8項、第9項は省略させていただきます。第17条第5項ということが書いてあります。これにつきましては、主査以上の役職加算を定めたものでございまして、今回、主査が

3級になることから改めたものでございます。4級から3級に改めたものでございます。

第17条の4第2項の改正につきましては、一般職員、特定幹部職員の勤勉手当の支給をそれぞれ2.5%引き下げるものでございます。

次の行政職給料表、次ページになりますが、これにつきましては現行の9級制を7級制に改めますとともに、号級が従前より細分化いたしましたものでございます。現在の9級制を新給料表にあてはめてみますと、職務の級の上のところに1級、2級、3級、7級まで書いてございまして、旧給料で申し上げますと、1級については1、2級が合算をされた給料表になったわけでございます。2級が3級に相当いたします。3級が4、5級、4級が6級、5級が7級、6級が8級、7級が9級ということになります。なお、今回7級等についても部長等は7級の支給ができることになっておりますけれども、当面これにつきましては、部長等についても6級どまりという運用をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、附則関係をご説明をいたしたいと思っております。附則の第2項につきましては、職務の級の切りかえについて規定いたしましたもので、先ほど申し上げましたように、9級から7級に変更されることから、附則別表第1に基づき行うことといたしましたものでございます。第3項の号級の切りかえについても附則別表第2により行うものといたしましたものでございます。

第4項、第5項、第6項につきましては省略をさせていただきまして、第7項につきましては、先ほども現給保証ということで市長のほうから提案理由の中にもあったわけですが、それを定めたものでございまして、現在の給料よりも低くなった職員につきましては、現在の給料を支給するという規定でございます。もう少し具体的に申し上げますと、3月に支給された給料が例えば40万円あった場合については、改正後の4月1日の給料の号数の置きかえによりまして金額が減るわけでございます。例えばそれを38万円に置きかえた場合については2万円が給料として低くなるわけでございます。この場合は、給料決定額が38万円ということになりますので、その差額に相当する給料2万円をプラスして3月に支給した金額、すなわち40万円を支給するということになります。そういうことから、この規定については現給保証の規定ということで位置づけをされているものでございます。

以下、附則等については事務手続等のものが多く出ておりますので、すべて省略をさせていただきます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長及び総務部長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 細かな点については後で部長のところに行って聞きたいと思っておりますので、先ほど第4条の4項から9項までを次のように改めるということで、その4項の中で

勤務成績に応じて行うものとする。これは昇給に人事評価を導入するという意味だと思っておりますが、これについては前から私のほうでもお話ししておりますように、職員組合との話し合いとか、その中での了解とか、そういう点であったかどうか。その点について確認をしておきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 人事評価関係につきましては、今回、人事院勧告で基本的には人事評価をするということになっております。そういうことから、まだ正式には確立されておられませんけれども、将来に向かっては人事評価の導入を行ってまいりたいということで、組合のほうとの話し合いも行っております。具体的な方法論等につきましては、まだ組合等に明示をしてございませんので、今後、細部につきましては組合と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点についてお伺いします。まず4項、今、平塚議員もこのことに触れましたが、勤務成績に応じて職員の昇給は行うということなのですが、どのような手順で評価するのか。そして4月1日から適用できるのか。これを1点お伺いします。

2点目は第6項であります。ここに特定幹部職員という文言がありますが、4月1日で特定幹部職員は何名になる見込みか、これが2点目です。

3点目は8号についてですが、職員の給与は予算の範囲内で行わなければならないとあります。これは過日の平成18年度予算の説明の中で、総務部長は来年度で財政調整基金も底をつく。そのような状況の中でも、昇給は優先されるのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 勤務評価関係でございますけれども、これにつきましては運用上給料まで反映するというのは非常に難しい状況で、現在私はそんなふうに思っております。しかし、将来に向かっては当然確立をしなければいけないということもございまして、先ほども申し上げましたように、組合等々の理解をいただきながら、この評価関係の導入を進めてまいりたいというふうに考えております。

特定幹部職員につきましては、主査以上の職員につきましては290名になります。

昇給関係につきましては、規定どおり現時点では行ってまいりたいというふうに考えております。しかし、財政等が相当厳しく赤字等になった場合については、最悪の場合は一律カットという方法論も頭に入れながら、今後財政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（青木一夫君） 26番齋藤文男君。

○26番（齋藤文男君） 市長に、中味についてではなくて、給与について基本的な考え方をお尋ねいたしたいと思います。

公務員の給与については大変議論を持たれているところでございます。高いというイメージが非常に強いわけでございます。平均しますと、おおむね640万円程度、中小企業などにつきましては440万円というようなことも言われております。したがって、その中でも現在政府のほうでもそういった人事院勧告のほうでもいろいろと方策を立てているようでありますけれども、地方に合った企業関係との整合性を図るような話も出ているようですけれども、実際こういった状況ですから深くは申しませんけれども、市長の率直な考え、現在の公務員の給料に対してどういうふうに思っているか、まずそれについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私の個人的な感想はということでございますが、確かに官民格差があるということも十分承知をいたしております。したがって、私は合併後6カ月ということでございますが、両町の給料の格差もあるといったことも議会からも常々ご指摘をいただいております。そういった格差是正をやりながら、公平で公正な給与体系にもっていききたいというふうに考えておまして、基本的にはその制度は、当面は人事院勧告に基づく制度を導入をすることが一番公平なのかなと考えておまして、今回もそのようなことで人事院勧告に基づく給料表を準用しようというような考え方に固まったわけでありまして。

今後のことではございますけれども、先ほどのご質問もございましたように、財政状況は極めて逼迫しておまして、危機的な状況にあることも承知をいたしておりますから、したがって、行財政改革プラン、集中プランで申し上げましたとおり、職員の適正化計画によりまして、あれを最低ラインといたしまして、さらに前倒し計画も考えておりますので、そういうようなところから、職員にありましては、当面この給与体系の中で、少数精鋭主義をとってまいりたいという考え方をいたしておりますので、必ずしも今、世間の官民格差について適正とは思っておりません。しかしながら、私は合併時の今の給料格差是正も含めて、当面人事院勧告に基づく制度を導入をしていきたいという考え方でございます。

○議長（青木一夫君） 26番齋藤文男君。

○26番（齋藤文男君） ただいま市長からご答弁をいただいたわけでございます。参考に申し上げておきたいというふうに思うんですけれども、各自治体大変厳しい状態であるというわけでありまして、ある自治体では4役の報酬を5%云々ではなくて30%、40%カ

ットされている自治体もあるんですね。トップの方がやって、職員の皆さんにもお願いをしている。財源をつくっていく。その財源をどういう形にするかという、財源をつくってそういう形の中で少子対策費に充てているという自治体もあるんです。子供さんがなかなか少ないわけでありますから、子供をつくった家庭には100万円を支給しますよ、そんな形でやっている自治体もあるようでございます。これは厳しい厳しいと言っている、ただ言っているだけでなく財源をつくる方法を考えたリーダーなんでしょうね。そんな自治体もあるようございますので、これは参考にお聞きいただければというふうに思っております。なかなか厳しい状況下にあると思いますけれども、あらゆる面から努力して市政運営にあたっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 斎藤議員の言われることは十分私も理解はできます。今後の財政状況を勘案するに、余りいいお話もできないといった状況でございますから、この財政状況については厳しいことは間違いございませんので、いずれ大なたを振るわなければならない時期も来るかもしれません。しかし、その場合にやれるべきところは大いにやりまして、そういった削減ができるところは徹底をしてやる。さらにそのような方向性が必要な時期もあるかもしれないので、そういった方向で考えていきたいと思っております。そういったところで少子高齢化、教育、福祉、そういったところに対して充当することは当然だろうと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 今、執行部から説明がありました給与の等級なんですが、1、2級が1級になった、また3級が4、5級になったという話なんですが、そういう中で全体的に金額がマイナスになった場合は補てんするんですよという話ですね。もちろん上がった方は問題ないと思うんですが、そういう中でことし差額はどのぐらい出るのか。ということは現状でいうとどのぐらい人件費が上がってくるのか、まず1点ですね。

その差額は何年間保証するのか。現在の人員で推移したときは、この9級が7級になったということは人件費が下がるという考え方で基本的にはいいのかなと思うんですが、現在の職員数で推移したときに、何年後にどのぐらい下がるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 人件費関係の差額ですけれども、今回の給料表を見てみますと、1、2号級については従前の金額をミックスされたものでございまして、これについては昇給

をいたすということになります。それ以降の職員につきましてはすべて減率を掛けられておりまして、すべての職員が減るということに運用上なっております。しかし、現給保証という処置がされておりますので、それについては保証いたしますということですから、給料については動かないということになります。しかし、試算をしてみますと、通常ですと定期昇給というものが出来てまいりまして、それで上がる金も当然あるわけでございますけれども、今回、定昇を抑えるということを基本に考えてみますと、定昇関係が従前ですと約2,600万円ぐらい年間あったわけございまして、これらについては事務的には削減されるというふうに考えております。

この現給保証関係につきましては何年かというご質問ですけれども、これについては若い職員については新給料表を適用したほうが有利になりますので、これらについては毎年定昇ということになります。

保証される職員につきましては主査以上の職員になりまして、若い職員については1ないし2年で追いつくというふうに思っております。例えば私の例を出しますと、定年を迎えても現在の現給保証の額まではいかないということで、定年まで現在の給料を支給されるということになってまいります。（「現在的人数で推移した場合、何年後に幾らぐらい報酬が下がるのか」の声あり）

給与関係の下がるというのは、給料表によってすべて違ってまいります。それらの関係については給料表で申し上げますと、1、2級につきましては現在の給料よりも有利ということで、これを使います。そのほかに3級につきますと約2%から7.0%下がります。あと4級につきましては4%から7.0%、5級については4.4%から7.0%、6級については4.6%から7%下がるということになりまして、これら職員については各々号数によって変わることをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 今まで定期昇給、年に2,600万円ぐらいした。今回はそれが削減される。要するに定期昇給分2,600万円はゼロになるという基本的な考え方でいいんですか。まずそれが1点ですね。

それと、今の話を聞いていますと、若い職員は一、二年で定昇で追いつくんじゃないか。要は下がらないということですね。その部分で1号級、3号級が4%から7%下がるとか言いますが、現実に定期昇給がありますと、今の金額よりは下がることはないのかなと思うんですが、そこら辺はどういうふうになっているのか、お伺いするものであります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたしますが、こういうことだろうと思っております。新給料表

と旧給料表がございます。旧給料表のままですと、いった場合は級数も9級まで使っておりますから、給料の内容がやはり高いということだろうと思います。したがって、現在の給料は保証するけれども、昇給が延伸されるよという意味というふうにご理解いただきたいと思っております。だから、人によりましては、旧給料表に追いつくまでに4年から5年かかる方もおりますし、1年で追いつく方もいらっしゃる。あくまでも今の給料表と新給料表との差額を年限をかけて補正をしていくということだろうと思います。したがって、高齢者になればなるほど、それが延伸が長くなるということございまして、5年から6年の間で現在の給料表に追いつきますよというようなことございまして、それまでは現給を保証するという制度であろうというふうに思っております、実質的な給料の減額はなし。こういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 市長の話聞いていますと、これは人事院勧告とかいろいろな形で国の制度でありまして、職員の報酬を下げるというのはなかなか難しいのかなど。また当然のことながら、身分が保証されていますから、それは下がるということばかりが一概にいいことではないと思っておりますし、ちょっときついのかなと思っております。そういう中では最後の話になると、市長にどうぞこれからは行財政改革については本腰を入れてやっていただきたいという話しかないのかなと思っておりますので、よろしく願いいたしまして質問を終わります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほどの斎藤議員とも結論としてはそのようなご回答になるわけございすけれども、十分に方向性の考え方は理解できます。私もそのように思います。ただ、やれることは少数精鋭主義でまずは当面考えていきたいと思っております。給料も職員の数で減らして、そこでさらにその給料分はカバーをして、さらにさらに減らしていくというようなことをやる。そのほか諸義務的経費等がかかっております。いろいろな委託料を初めそういったところも抜本的に見直すことによりまして、経費を削減をしていく。そういったことをまず第一にやることはそちらのことなのかな。そういったところからどうしても先行かない、これからの特別交付税等の問題もありますけれども、交付税の問題とかそういったことで削減が追いつかないということになれば、さらなる大なたを断行する時期も来るかもしれないということは先ほど申し上げたところでございす。そのような方向性は十分理解できますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 30番高田悦男君。

○30番（高田悦男君） 今回の職員の給与の一部改正についてですが、簡単に言えば定期昇給をしないことで4.8%の削減を達成できたと考えていいのかなどうか、お伺いします。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 単純に考えればそういうことによるしいというふうに思っております。

以上です。

○30番（高田悦男君） 了解。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 議案第3号 那須烏山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、先ほど提案がございましたように、人事院勧告に基づく給与条例の所要の改定ということでございます。今回の人事院勧告は総体的には4.8%減ということで、それを市の職員の給与に新しい給料表に改定をして導入するというところでございます。

私は、まず1点目の反対の理由は人事評価導入の問題なんですけれども、職員のほうには組合を通じて話をされたということなんですけれども、まだ明確に人事評価の導入方法や内容がきちんと制度化についての中味が示されていないにもかかわらず、今回の条例については、職員の給与は勤務成績に応じて年1回行うものとするということで条文化するというところでございますので、まだ職員組合との了解が得られてない中で条文化することには反対です。

2つ目の問題は、今、国が三位一体の地方交付税や補助金、負担金の削減をするというような、地方自治体が予算も組めないような状況におきながら、さらに国のほうが地方自治体に対して自治体リストラをなささいということまで強要しているわけでありまして。そういう流れの中で、今回人事院勧告に伴う公務員給与の改定を、スト権を剥奪しながら人事院勧告をしているわけなんです。

その中味につきましては、簡単に言うと、構造改革を国民に無理やり押しつけるために、官から民へとか、小さな政府とか、公務員の既得権益の打破などというような一方的な情報を流布しまして、国民の中に、公務員労働者と民間労働者、現役世代と高齢者、労働者と自営業者、

働く女性と専業主婦など意図的に対立をつくって、暮らしを脅かすような政治にどんどんもっていき。それに対して暮らしを守るために、何とかそれに対して反対をするというような運動を起こすような方々を既得権益を守る利己的な行動と攻撃をするというものでございます。

また、小さな政府の掛け声で進められている公務員攻撃のねらいは、やがては住民サービスの切り捨て、民間労働者の賃下げというところにもっていきというのが今の流れでございます。公務員の大幅な削減、賃下げということを今、国のほうでは進めておりますけれども、こういう流れの中で問題なのは、改定を図っても結局国のほうで交付税の算定によりまして、市の財政にはプラスにならないということなんですよね。

問題はこの三位一体の改革による財政難の中で市の財政を自主的、自立的に再建するためには、この財政は市独自の危機感を持って、市の執行部と市議会と市職員が自覚をして、財政再建を図るための自立計画をつくらなければならない。そういう中で、市執行部も市議会も市職員も等しくこの財政難を回避するための人件費をどうするのか。それぞれ納得する形で平等に人件費をどうしたらいいのかということをもみんなで考える。そして、自立計画を立てる。そういうことが今求められているというふうに思います。

そういうのであれば市の財政にもプラスに働くのではないか。今回この自立計画が、あるいは市の財政再建計画が出されない不明確な中で、国の一方的な構造改革に基づく自治体リストラに沿った人事院勧告による職員給与改定を進めるということでございますので、この流れについては、市の財政にプラスにならないということも含めて私は反対でございます。やはり自主的な立場で、この市の財政が本当に危機だというような中で自立計画を執行部と市議会と市職員と、市の三位一体で自立計画、財政計画を立てる中で、この人件費をどうするのかということをも明確にするということをも求めて、私の反対討論といたします。

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。

よって、日程第4 議案第3号 那須烏山市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

○議長（青木一夫君） 日程第5 議案第4号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第4号

那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月1日に栃木県市町村総合事務組合が設立されますことに伴いまして、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の条例を引用する本市条例那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のうえ、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5 議案第4号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那須烏山市消防団設置条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第5号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（青木一夫君） 日程第6 議案第5号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第5号

那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正について

那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市国民健康保険診療所及び那須烏山市熊田診療所において自費診療（保険診療以外）の者の診療費については、厚生省告示の医科診療報酬点数表に基づき1点の単価を10円として算定した額を納入することとしておりますけれども、平成18年3月6日に新たな医科診療報酬点数表が告示され、これに基づき算定することとなりますので、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のうえ、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 第8条について2点ほど伺います。自費診療の者とは、いずれの保険にも加入していない、すなわち無保険者を指すのでしょうか。これが1点。

2点目は、同じ8条の中で、1点の単価を10円とするということですが、ならば保険診療の者の単価は幾らなのでしょう。差があるのかどうか、このことについてお伺いします。

以上です。

○議長（青木一夫君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えいたします。まず最初に自費診療ですが、無保険者ということではなくて、例えば交通事故の治療関係、交通事故の場合、保険適用になりませんし、自賠責のほうで対応しますから、その場合そういう部分について自費診療ということです。

（「単価1点10円となっておりますが、交通事故の場合でも一般的にも同じ単価なのか、それとも差があるのか」の声あり）同じ単価でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（青木一夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第5号 那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第6号、議案第7号の2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

◎日程第7 議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

◎日程第8 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（青木一夫君） したがって、日程第7 議案第6号、日程第8 議案第7号、損害賠償の額の決定及び和解について2議案を一括して議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成17年9月9日、さくら市桜野地内における路上事故（交通事故）について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

- 1 損害賠償額 43,366円
- 2 和解の内容
 - (1) 損害賠償金は、和解成立後30日以内に支払うこと。
 - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしないこと。
- 3 相手方の住所及び氏名 記載削除

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

議案第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成18年1月23日、那須烏山市下川井地内における路上事故（交通事故）について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

- 1 損害賠償額 375,575円
- 2 和解の内容
 - (1) 損害賠償金は、和解成立後30日以内に支払うこと。
 - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしないこと。
- 3 相手方の住所及び氏名 記載削除

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

以上、朗読終わります。

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第6号、議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

市長の専決処分事項の指定につきましては、先の3月市議会定例会において法律上、市の義務に属する損害賠償のうち、その額が50万円以下のものを定めること及びこれに伴う和解に関することを指定していただいたところであります。

ただいま一括上程いたしました議案第6号、議案第7号の損害賠償の額の決定及び和解につきましては、専決処分事項の指定をいただきました3月7日以前に発生をいたしました市有自

動車による公務上の事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号でございますが、平成17年9月9日午後5時45分ごろ、さくら市桜野氏家運動公園前交差点において、緩やかな右カーブを走行していたところに、左側から相手方の車が前方に飛び出して急ブレーキをかけたが衝突をしてしまったものであります。事故の責任割合を相手方90%、市側10%といたしまして、相手方に4万3,366円を支払うものであります。

議案第7号でございますが、平成18年1月23日午前7時55分ごろ、那須烏山市下川井の市道をスクールバスで下り坂を走行中、降雪のためブレーキがきかず相手方の車に追突をしたものであります。事故の責任割合を相手方0%、市側100%として、このたび示談が成立をし、相手方に37万5,575円を支払うものであります。

交通事故の防止につきましては、機会をとらえて職員を指導しているところでございますが、さらに交通安全教育を徹底してまいる所存でありますので、この提案をいたしました2件につきましてはご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 今の交通事故の和解の件なんですが、3番の相手方の住所及び氏名をなぜ出さないのか。出しちゃ何かまずいことがあるのかどうかお伺いするものであります。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 従前ですと、ここで名前を出していたというふうに思います。最近、個人情報の保護の観点、またプライバシーの保護の観点から、先進地等他団体等を調べた結果、相手方の住所、氏名は出していないというところが非常に多くなった関係から、今回記載削除ということで取り扱わせていただいております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） なぜかと言いますと、それは個人情報というのはあると思うんですが、現実にお金を払っているわけですから、言い方を悪く言えば、だれにお金を払ったかわからない。例えば私がぶつけられました。名前が出てこなければお金をもらったほうがいい、失礼な話でしょう。そういう可能性もあるわけですよ。だって、実際お金のやりとりがあった、授受をされたということになれば、当然のことながら名前が出てくるのは、ましてやこちらが

悪いんですから、相手方が悪くて云々じゃないわけですから、それは出しても何らおかしくないと思うんですが、ちょっと個人情報もそこまでいくといかがなものかなと思っていますけど、その見解をお聞かせ願いたいと思っています。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） プライバシーというのをどこまで解釈するかということで、ここに名前を出すかどうかという考え方が出てくるんだらうと思っています。単純に申し上げますと、相手に知られたくないというのがプライバシーの関係でございまして、今後、こういう損害賠償関係等については、名前の削除という取り扱いで提出をしたいというふうに考えております。相手がよかったときだけ名前を出すとか、こちらがよかったときだけ名前を出すという取り扱いですと、なかなか均衡もとれないということもございまして、ぜひこの点についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木一夫君） 28番滝田志孝君。

○28番（滝田志孝君） 余り納得はできないのですが、方針がそういうことであれば何とも言えないんですが、そうなりますと名前が出ないということは、ややもすると和解金もあいまいになる可能性があるのかなと、ちょっと勘ぐった言い方で悪いですが、私も商売がらそういう格好がありますので、名前が出てこないとどうしても若干の上積みをしてもいいのかなとか、そういう部分が出てくるのかなという心配をしているわけでありまして。どうぞそこら辺のところも含めて今後検討していただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） この支出関係につきましては、領収書等の確保並びに遠い方ありますと口座振替等の支払いということで対応してまいりますので、これらについてはすべて証拠書類関係等につきましては整えるということで、支払いについては措置をさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（青木一夫君） 31番小森幸雄君。

○31番（小森幸雄君） 滝田志孝議員のほうから、名前の公表をすべきだということでやりとりがありましたが、部長の答弁で今後も名前は削除で提出したいという答弁がありました。今後ともということは、また事故を想定しているような受けとめ方になりますから、これは市の職員は徹底して交通事故を絶対起こさないんだというような教育をしなくちゃ困りますから、どうぞそういう意味で今回は認めますけれども、今後出てきたときには場合によっては許さない部分も出ますから、職員の教育を徹底してくださいよ、本気になって。我々もそれなりに車

の運転は慎重に慎重を期してやっているつもりでございますから、どうぞよろしくお願いを申し上げて、答弁は要りませんからよろしくご指導をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7 議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（青木一夫君） 次に、日程第8 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第1号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算について

○議長（青木一夫君） 日程第9 議案第1号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算
についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第1号

平成17年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）

平成17年度那須烏山市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ7,376,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月29日提出

那須烏山市長 大谷 範 雄

○議長（青木一夫君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号につきまして、提案理由の説
明を申し上げます。

平成17年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてであります。概要でございます
が、補正予算額41万9,000円を増といたしまして、補正後の予算総額を73億7,669
万7,000円とするものでございます。

内容でございますが、一般会計第2号補正予算の内容につきましては、歳入は地方交付税の
うち特別交付税の額の確定に伴いまして1億5,598万1,000円を減額し、財政調整基金
を1億5,598万2,000円繰り入れするものであります。また、諸収入といたしまして、
市有自動車事故2件にかかわる共済金41万8,000円を計上いたしました。

特別交付税につきましては、当初合併分3億4,000万円と合併以外の通常分3億8,000万円、合計7億2,000万円の予算額を見込んでおりました。しかしながら、3月14日の国の平成17年度特別交付税交付額の決定において、本市の交付額は5億6,401万9,000円となりました。合併分といたしまして、5億1,143万8,000円は全額算入されているものの、合併以外の通常分は5,258万1,000円となり、対前年比3億4,650万円、86.8%の大幅な減額となりました。この結果、予算額に対しまして約1億6,000万円の歳入減となりまして、減額補正を余儀なくされたところであります。本市におきましては合併にあたり、国の財政支援措置を最大限に計画に反映をし、予算の編成、執行をしていたところでございますが、予見しがたい大変厳しい結果となったわけでございます。

歳出でございますが、市有自動車による2件の交通事故にかかわる損害賠償金41万9,000円を計上するものであります。先ほども可決、ご決定いただきましたが、平成17年9月9日、さくら市桜野地内における交通事故及び平成18年1月23日、那須烏山市下川井地内における交通事故に関しまして市有自動車による公務上の事故について、損害賠償の額の決定及び和解に基づき、事故の責任割合より相手方に支払うものであります。

以上のとおり、提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議のうえ、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木一夫君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 議案第1号でございますが、平成17年度の一般会計の補正予算ということでございまして、これは過日、全員協議会等で特別交付税が1億5,598万円ほど来るべきものが来なくなったということでの説明があったものでございます。これについて、全員協議会の際に、市長は関係市長会とか、あるいは県の総務、あるいは本県出身の国会議員等々あらゆる方々にご協力いただいて陳情攻勢をするというようなお話だったのですが、先ほど議会運営委員会を開催しましたところ、昨日総務省のほうを訪れていろいろとお話をされたというふうなことをお聞きしましたので、どのような経過があったのか。そして、今後はこれに対してどのように対策をとるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。

3月14日の回答以来、まず経過について申し上げますが、その配分決定をいただきましてから、即座に県の総務部長に面談を申し入れまして、これについての那須烏山市長としての抗

議、そして要請、要望、県の総務部長としての意見を拝聴いたしました。そのときには、やはり合併加算以外の通常分についての減額は予期し得なかったということをごさいます、大変不本意であるというようなことをごさいます、そのときには閣議決定もされていることをごさいますので、恐らく復活は難しいかもしれない。しかし、平成18年度に向けた何らかの行動を起こしたいというようなことで、これは賛同をしていただきました。したがって、県でできることは十分やりますよというようなことをごさいます。

そのようなことから、昨日午後2時から総務省のアポイントがとれましたものですから、昨日総務省に出向いて、県の当局とお話をした内容の抗議も含めた要望を私なりにしてまいりました。

同行者は市側からは私と財政課長、そして地元選出の渡辺代議士、そして三森県議、県側からは市町村課長、そして担当の係長、そのような布陣でお願いをいたしまして要望活動をやってまいりました。先方の総務省でございませうけれども、総務省から財政課長の佐藤氏、同じく制度係長の小鍋氏の2人に応対していただきました。財政の最高責任者に面談ができたということは、大変私も光栄でございませうありがたいことをごさいます。

その中で、結論から言いますと1億6,000万円、きょうの臨時議会、それだけの大変厳しい事態に置かれているということも十分説明をさせていただきました。そのようなことから、私は結論から言いますと、平成17年度の1億6,000万円の補てんは難しいというような結論でありました。しからば平成18年度以降どうするのかというようなことで、私どもは7億2,000万円を予算化いたしておりました。県の指導も7億円というのは要望していただいたわけでごさいます。県の指導によりまして、7億2,000万円はおおむね妥当な数字だというふうに私も理解をいたしております。そのようなところから、5億6,000万円になった理由、こういったことをお聞かせいただきましたけれども、的確な回答はいただけませんでした。

しかしながら、国の財政状況が極めて厳しい。そして、合併がやはり大変進んだ。合併市町が多くなったというようなことも背景にはあるようでごさいます。向こうの言い分といたしましては、通常分が今までの特別交付税4億1,000万円でごさいます。それが5億6,000万円、実はその額だけを対比いたしますと40%増になっているよという説明でごさいます。これは全国の市町村でも11ほどしかないんだというようなことをごさいます。

しかしそれは、基本的な考え方が違うということをごさいます。合併効果が全く出ていない。そして合併効果が総務省の言う5億1,000万円全額見たというのであれば、先ほども申し上げましたとおり、5,500万円しか出ていないじゃないか。これは87%の減額になる、この事実をどうするんだというようなことも詰め寄ったわけでごさいますけれども、いろいろ

な押し問答の結果、私の言うことは十分理解はするという確証は得ました。

したがいまして、要望書についても受理をしていただきました。この要望書の内容といえますのは、まずは平成18年度に1億6,000万円を即座に補てんをすることという1つの要望。もう一つは、これから合併の加算分が激減緩和措置といたしまして50%、30%、20%というあめの部分があったわけでありまして。したがいまして、今度は50%部分が3億4,000万円、これがまた半分に減るということになりますと1億7,000万円、これが20%ということになりますから1億円強の削減が予想されます。

したがって、このままでは5億6,000万円がいずれにしても基準額になりますから、それを下回らない、下回っても本当に微々たるものでずっと推移をしてくれというようなお話をさせていただきまして、十分その辺のところは理解がいただけたのかな。しかし、これはあした議会ということもわかっていたものですから、担当の課長は議会には明確には言えませんが、それだけは避けてくださいというようなお話でございましたが、十分私どもの意は伝わって理解はできたのかなと思っております。

平成18年、平成19年、平成20年、私はいろいろと行財政改革を公約に掲げてやっているということもございまして、できれば特別交付税にお世話にならないような一つの財政基盤をつくるために努力はしているけれども、どうしても10年間は交付税に頼らなければならないといったことで、激減的にこういった普通交付税を87%も減額するようなことは、いかなものか。こういったことを再三申し上げました。

したがいまして、そういったところは十分理解はされたと思っておりますし、今後、財政課長を初め担当の小鍋係長は旧南那須町の月次のご出身でございまして31歳のキャリアでございまして。財政局にずっと在籍をしております、今後とも情報の交換等、窓口は幾らでもやりますということをお願いしたものですから、そういった意味では今後トップセールス、私の学校の後輩にあたるということもあるので、そのような力強い窓口ができたということも事実でございまして、そういった意味では確たる結果はいただけませんでした。今後の平成18年、平成19年、平成20年度につながるような一つの礎はできた、突破口はできたと思っておりますので、今後も折に触れて、総務省にトップセールスとして、かような交付税のあり方を訴えていきたいというようなことを考えておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

結論はそのようなことで、1億6,000万円の補てんは難しい。できないということは明確になっておりますので、それだけは大変残念な結果でございましてけれども、ひとつそのところはご理解をいただきたいと思っております。

なお、つけ加えますが、本市以外にこういった要望はあるのかと言ったら、全くないのだそ

うでございます。それだけどういう状況なのか。私のところは1億5,000万円ですが、2億円も3億円も削減されている自治体は幾らでもあるんです。しかし、そういうところはかなり裕福なのかどうかわかりませんが、意外と意外な感じがいたしました。

しかし、私は全国でも初めて要望をやったということでもあります。極めて印象は強かったとう財政課長さんも思っておりますので、そういった意味では大変意義のある1日だったというふうに思っております。時間は正味1時間ちょうどでございました。あわせて合併推進課長の山崎課長さんにもお会いしてまいりました。実は記念式典に来ていただいた課長でございます。そういったことにおいても、このような要望をさせていただきましたという報告もしながら、あわせてご支援をいただきたいというようなことも立ち寄ってまいりましたので、あわせてご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（青木一夫君） 35番平塚英教君。

○35番（平塚英教君） 大変不測の事態に対するご努力本当にありがとうございます。できれば、要望書で都合が悪くなければ、後で各議員に写しをいただければということで、私どもも市民に対して説明責任がございますので、ぜひご理解がいただければお願いしたいというふうに思います。

まことにけしからん話でございますので、私どもも選挙を控えておりますけれども、新執行部と議会も一丸となって、この厳しい局面に対応したいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 要望書は今手元にございまして、このような趣旨を入れた要望書に1枚のことで、竹中平蔵殿と出してありますので、これはコピーをお渡しいたします。こういうことで要望をしてまいりましたし、今後もこれにとどまらないトップセールスをやっていきたいということをつけ加えます。

○議長（青木一夫君） 4番高津戸 茂君。

○4番（高津戸 茂君） 今、平塚議員のほうからも非常に遺憾なことだという内容でありましたけれども、私も今回の補正をしなければいけない。財政調整基金を繰り入れなければいけないということに対しては、これは賛成の立場であります。しかし、やはり合併で同じような苦い経験をしている場所があるんですね。陳情に行かなかったというのが不思議なんです、3年前に合併した南アルプス市も同じような状況になりまして、新市建設計画をつくった中でとりやめなきゃならない事業がたくさん出てきてしまった。規模はもっと多い、こんな金額ではないんですね。

そういうことを考えますと、私は企画財政を含めたアンテナの低さというのもひとつは問題ではないかなと。3月14日になってこんな事態になったよということを、それも過ぎたことですから、それはこれ以上追究しません。ただ、そんな感じを持っています。

そこで、市長は先ほどまで削減を含めて徹底的に行財政改革をやりますよと言っておられますけれども、私が見る限り、言葉だけで何をどうやるのというのが全くまだ見えていないんですね。人件費については先ほど議論しましたからいいんですが、実は12月の定例議会で質問した内容の繰り返しになりますが、行政評価を早くしなさいよという話をしたはずですよ。そうすると、平成20年から導入しますよと言っていましたが、やはり目に見える形で歳出を減らすことをやらなければ、平成18年度も同じような事態になったらどうするんですか、これ。

私は平成20年から行政評価を入れてやりますよというのではなくて、もうすぐに4月から何らかの形をとらなきゃだめだと思っております。12月の一般質問で私、事例を出しましたですよ、矢板市の。3万6,000人の矢板市です。この矢板市が事務事業評価、同じことになりますが602の事務事業があるんです、全部の事務事業が。そのうちきちとした事後評価等を含めてやったときに、コスト削減の余地があって成果も出そうなので、改革が必要だよというのが602件のうち254件あったんです。その総額は幾らかというと、あのときも言いました、2億4,700万円なんですよ。これは予算に反映させますということ。

このホームページ、市長、総務部長、見られていますか。あのとき言いました、私。1件につきA4の紙1枚なんです。これで分析をして、幾ら削減できますよというのが矢板市のやり方です。しかし、これは全部公開されています。すべて602件見るわけにはいかないので、部分的に見ました。細かいところまで分析して、これ1枚ですよ。こんなのいつでもできるはずなんですよ。

それを平成20年度からやりますよということであれば、私は行政改革の削減を徹底的にやりますよと言ったって、こういう目に見える形、仕組みをきちっと運営しなきゃ、ずっとおくれればおくれるほど、その金額が後ろへ改善できないでいってしまうんです。今どき、この事態、この平成17年度の特別交付税の事態を踏まえて、すぐにやっていただけませんか、これ。これ1枚ですよ、1つの事業に対して。矢板市は600の事業、全部やっているんです。難しい内容じゃないです、だれが見ても。その結果で2億4,000万円、予算にも反映しますという結果が出ているんです。これを毎年毎年繰り返せば、必ず特別交付税とかこれからどんどん減っていく交付税に対しての歳出削減の処置ができるんです。人件費が今手をつけられなければ、ぜひ事務事業の再評価をすぐにやるような形をとっていただきたいと思うんですが、その辺の市長の考えをお聞かせください。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 新市になりまして、一般質問をいただいておりますことも十分承知をいたしております。確かに私の執行部側からいただいた質問につきましては平成20年ということもお答えをいたしましたかもしれませんが、さらに私は前倒しで、もう既に平成17年度から行財政改革が始まっているよということもつけ加えたはずでございます。さらに、行政評価につきましては事務事業等につきましては平成18年度から当然入れますよというようなことを、私は明確にお答えをしていると思います。

したがいまして、平成18年度から平成20年度なんていうことは、私もそういった危機感には既に感じておりますから、やっていることは今もやっているわけでございます。委託の問題とか、やまびこの湯とか、できるところは私はやっていきたいというようなスタンスで考えておりますから、そういった意味ではご理解いただくとともに、やはり財政計画、先ほど平塚議員もございましたけれども、自立計画は当然平成18年度中には構築をしていかなければならないと思っております。したがいまして、具体的なことについては平成18年度から取りくんでまいりますので、ひとつ矢板市の事例がでましたが、私どもは那須烏山市独自の行財政改革の編成をさせていただきたいと考えておりますので、具体的な数値が見える財政計画、自立計画については平成18年度に構築をしてまいりますので、また構築をしないまでも、できるところは手をつけてまいりたい。こういうスタンスで考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（青木一夫君） 4番高津戸 茂君。

○4番（高津戸 茂君） 矢板市のホームページを見ていただけましたか、10月以降。各部、各課、すべての事業をきちっと評価して公開しています。だれでも見られます。見たか見ないかをまず聞きたいのと、それを今の市長の答弁だと、やはりやっていますやっていますという形になるんですが、ぜひ公開して、だれもが見るような形ですぐにでもやる。繰り返になりますよ、A4、1枚ですよ、1つの事業。ここに必要性和予算と次の見込みと、幾ら減りますかと。この事業は継続するか、それとも廃止にするか、見直しするか、それが全部入っているんですよ。見たか見ないかを含めてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（青木一夫君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変勉強不足で申しわけないんですが、具体的には私はそれを見ておりません。しかしながら、趣旨はよく理解できます。したがいまして、A4、1枚かどうかは別にいたしましても、そういうことはすぐできることだと私も理解をいたしておりますから、その事務事業等につきましては早急に取りくんでいきたいと思っております。これは一般質問等の回答のとおりだと思っております。

○議長（青木一夫君） 4番高津戸 茂君。

○4番（高津戸 茂君） 人件費削減というのが一番大きい内容ですが、先ほどの疑問のとおりになかなかできないですよ。自分たちが役所の中でできることは、すぐにやっていただきたいんです。住民に説明する場合に、これだけやっているんですよというのが目に見えていない。それを目に見えさせていない議員の責任もあると思っているんです。ですから、強く質問しているんですけども、ぜひ私は期待します。二度と言うチャンスがないかもしれませんので、これを強く訴えて質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（青木一夫君） 答弁はよろしいですか。

○4番（高津戸 茂君） いいです。

○議長（青木一夫君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 4点ほどお伺いします。今回の補正は基金を取り崩すということではありますが、市の所有する基金の種類別の残額、3月31日現在の見込額についてお伺いをいたします。

2点目は、平成17年の決算、半年分まだ残っておりますが、その繰越額の中から財政調整基金に繰り入れることのできる見込額についてもおわかりでしたらば、お伺いします。

3点目です。今回の補正を含めまして地方交付税は14億3,957万3,000円になるわけですが、そのうち普通交付税の予算額、特別交付税の予算額、それぞれの額、さらに歳入見込額がおわかりでしたらば、これについてもお伺いします。

4点目、平成18年度の当初予算はもう既に議決済みであります。その中で地方交付税は38億4,600万円ほど計上してありました。その交付税のうち、特別交付税は5億4,600万円を計上してあります。今回はこの特別交付税が確保できなかったわけなんです。平成18年度は、予算計上してある5億4,600万円が確保できる見込みなのかどうか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（青木一夫君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 最初に基金の種類を申し上げたいと思います。基金につきましては一般会計に属する基金については10基金がございます。そのほかに特別会計として4基金を設置してございます。代表的な財政調整基金の平成17年度末の見込額につきましては6億9,158万5,000円でございます。そのほかに減債基金1億1,542万2,000円、地域振興基金につきましては3月の議会で議決をいただいて造成をするということで13億4,000万円の見込みになります。

そのほかに公共施設整備基金5億7,978万5,000円、富士見台の工業団地の管理基金

4,507万8,000円、地域福祉基金2億9,593万円、自家用有償バス事業基金592万9,000円、奨学基金3,413万4,000円、図書振興基金315万円、土地開発基金につきましては現金と土地所有ということで現在運用してございまして、現金につきましては2億508万9,000円、土地として所有しております金額につきましては1億6,629万4,000円になります。

トータルいたしますと34億8,239万6,000円、このうち現金で持っておりますのは33億1,610万2,000円ということになります。

そのほかに特別会計で、国民健康保険財政調整基金、療養給付金貸付基金、熊田診療所運営基金、介護保険財政調整基金で1億4,072万6,000円の現金を保有してございます。

次に、決算による繰越額の財政調整基金に幾ら積み立てができるかという質問につきましては、現在運用しておりますのが半年の予算で運用しているということでございます。当初予算につきましても繰越金を5,000万円計上してございまして、できれば希望観測ですけれども、1億円以上の繰越金が出ることを願っているわけでございます。そうしますと、少なくとも半分ということになりますと5,000万円程度の基金の積み立てができるという希望観測でお話を申し上げたいと思っております。

そのほかに、地方交付税関係、今回非常にご迷惑をかけて申しわけございません。この予算額と歳入見込額につきましては、既に普通交付税、特別交付税が決定されておまして、普通交付税につきましては8億7,555万4,000円、これについて歳入見込額は全く同額の予算計上でございます。特別交付税関係につきましては7億2,000万円計上していたわけですが、残念ながら減ったということで5億6,401万9,000円ということで今回補正で減額をして、その金額にしてございます。同金額を歳入見込みというふうに考えております。

平成18年度の当初予算関係で特別交付税が5億4,600万円ということで予算計上をさせていただいております。これにつきましては、非常に厳しい状況なのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、なるべくこの金額に近づけるよう今後努力をしていくというふうに、決意を新たに進んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（青木一夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算については、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、この臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） 閉会にあたりましてのごあいさつを申し上げます。

今期臨時会、本日1日といたしまして開催をされました。いずれの議案も慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定を賜りましたことは、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。審議の過程の中で賜りましたご意見、ご提言は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政運営に資する所存でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

さて、平成17年度那須烏山市行政事務もいよいよ大詰めの時期となってまいりました。おかげさまをもちまして、懸念をいたしておりました合併時の混乱期も職員を初め関係各位のご努力によりましておおむね円滑に終了できそうであります。

そんな中での今期臨時会でもございましたけれども、文字どおり有終の美を飾られた議会であったと考えております。35人の議員各位には、昨年10月1日合併時から7カ月間の短期間ではございましたが、市政全般にわたりましてご指導とご尽力を賜りましたことは、まことに

ありがたく衷心よりお礼と感謝を申し上げる次第であります。

今後とも議員各位にありましては、ご健勝にてご活躍くださいますようご祈念を申し上げます。無事閉会となりました今期臨時会、重ねて感謝とお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（青木一夫君） 以上をもって、平成18年第3回那須烏山市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

[午後 0時02分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年6月6日

議 長 青 木 一 夫

署 名 議 員 五 味 渕 親 勇

署 名 議 員 野 木 勝